

I. 税制改革に関する要請項目

(1) 連合「2012-2013年度 政策制度 要求と提言」(抜粋)

1. 政府は、納税者の立場に立ったわかりやすい税制を実現する。

- (1) 納税者の目線から、納税者の権利と義務をわかりやすく明示した「納税者権利憲章(仮称)」をつくる。
- (2) 納税者意識を高めるとともに、納税者としての権利を確立するため、給与所得者に対しても、申告納税制度と年末調整制度との選択を認める。
- (3) 税の使途や税に関する情報、債務残高等中央・地方双方の財政の実態、審議会等の公開等、納税者に対する情報公開を徹底するとともに、税のもつ意義・目的や主権者たる納税者(担税者:タックスペイヤー)の権利・義務についての租税教育を充実する。
- (4) 納税者の権利を保障する観点から、国税の処分に対する不服申し立ては、現行の訴願前置主義(原則として行政上の不服申し立てを経なければ、裁判所への訴訟ができない)を基本としつつ、裁判所への直接訴訟の道も開き、選択可能とする。また、国税不服審判所については、財務省・国税庁から切り離して第三者機関としての独立性を確保する。首席審判官以上は、国会同意人事とする。
- (5) 税務通達については、極力法令化し、通達行政の不透明性を是正する。また、税務関連の命令・規則の設定・改廃については、可能な限り、行政手続法の意見提出手続(パブリックコメント)等による国民からの意見聴取に努める。
- (6) 所得再配分機能の回復・強化と安心と信頼の社会保障の実現の観点から、社会保障・税共通の番号制度を導入する。
 - ①番号制の早期導入にむけて、丁寧かつ集中的な議論を行い、国民にわかりやすい情報発信を行う。
 - ②利用範囲については、税務分野に加えて、年金分野(年金給付、国民年金の保険料減免等)からスタートする。
 - ③利用する番号については、住民票コードと対応させた新たな番号を付番する。
 - ④目的外利用を禁止し、不正行為に罰則を設ける等法制上の措置を講じる。本人が自分の情報へのアクセスを確認できるしくみとする。また、苦情処理、権利侵害に係る調査・救済などの機能をもつ第三者機関を設置する。(P78~「福祉・社会保障政策」参照 P183~「行政・司法改革」参照)
 - ⑤なお、法人についても、社会保険や法人登記との連携を含め、番号制度を整備する。
- (7) 「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」と全自治体での「地方税電子申告サービス(eLTAX)」の一層の普及をはかる。あわせて、利便性を高めるとともに、電子申告促進のた

めの税制上のメリットを与える。また、適正な税務執行をはかるため、徴税業務の効率化をはかるとともに、必要な税務職員の人員数を確保し、その専門能力を高める。

- (8) 報酬、料金等の支払調書について、本人への交付を義務づける。
- (9) 記帳および総収入申告義務の強化、脱税等の違反に対する罰則強化、時効の延長、不正申告や記帳義務違反者に対する推計課税制度、悪質な滞納に対する罰則創設等、公正な申告納税が実現できる環境を整備する。各国と租税条約を締結し、租税に関する国際的な情報交換・監視体制を整備し、租税回避を防止するとともに、司法・警察と連携し、マネーロンダリング等の犯罪撲滅にも役立てる。
- (10) 電子商取引について、取引の把握方法、国境を越える取引の課税の取り扱い等、国際的な調和をはかりつつ、課税の仕組みの確立をはかる。
- (11) 公平な税制の構築に向けた実践的な研究を可能にするため、個人情報の保護を前提として、国税庁が保有する税務統計の基礎情報を調査・研究目的に限って提供する制度を創設する。また、租特透明化法にもとづく情報公開を着実に実施する。
- (12) 納税者の中軸を担っている労働者の意見を聞き、その生活実感をふまえた予算編成とするため、税財政の決定過程に労働者の代表を参画させる。

2. 政府は、所得税を再構築し、所得再分配機能と財源調達機能を高める。

- (1) 利子・配当、株式等譲渡益の分離課税制度を廃止し、資産性所得を含めて所得課税を総合課税化する。政府が進める「金融所得課税の一体化」については、総合課税化を条件とする。それまでの間は、金融所得にかかる税率を30%に引き上げる。あわせて、租税回避につながらないように、必要な措置を講じる。
- (2) 人的諸控除は、原則として所得控除方式から税額控除方式に切り替える。また、社会保障給付で行うべき控除は社会保障給付に振り替える。
 - ①基礎控除は、基礎税額控除に変える（所得税：3.8万円 住民税：3.3万円）。
 - ②配偶者控除は、扶養税額控除に整理統合する。
 - ③成年扶養控除は、扶養税額控除（所得税：3.8万円／人 住民税：3.3万円／人。平均所得以下に対象を限定、ただし、障害等のため就労し独立した生計を維持することが困難という特別な事情を有する人を扶養している場合は所得制限を設けずに適用する）に変える。税収の増加分は、就労支援や子育て支援等の財源とする。
同居特別障害者加算は、障害者福祉手当の増額に振り替える。
 - ④特定扶養控除は、扶養税額控除と教育費税額控除（新設：所得税：2.5万円／人 住民税：1.2万円／人）に分割する。新設する教育費税額控除は、大学、専門学校等に通う扶養者がいる場合、所得制限、年齢制限を設けずに適用する。
 - ⑤平均所得（給与所得400万円程度）以下の層において、扶養者が扶養から外れる際に生じる世帯での「手取りの逆転現象」を調整するため、現状の配偶者特別控除に準じた措

置を講じる。

⑥勤労学生控除、老人扶養親族控除（70歳以上）、同居老親等加算、障害者控除、寡婦・寡夫控除は税額控除に変える。

- (3) 所得税の税率を5%ずつ、最高税率から段階的に引き上げる。まず、現行税率40%ブラケットを45%に、33%ブラケットを38%に引き上げる。なお、5%のブラケット（税率適用区分）を引き上げる際は、基礎税額控除を引き上げる（所得税：7.6万円、住民税：6.6万円）。
- (4) 低所得雇用者の社会保険料・雇用保険料（労働者負担分）の半額に相当する金額を所得税から控除する仕組み（勤労税額控除）を導入する。（注1）
- (5) 課税最低限以下の層を中心に消費税の逆進性対策として、最低限の基礎的消費にかかる消費税負担分を給付する制度（消費税税額控除）を導入する。（注1）
- (6) 特定支出控除については、給与所得者の必要経費の実情に合わせて、職務上の慶弔費・自動車関係費、能力開発のための費用、周辺機器を含めたパソコン購入費、通信費、書籍購入費、労働組合費等を対象項目として追加・拡大する。（現行は通勤費、転任のための引っ越し費用、研修費、資格取得費、単身赴任の帰宅旅費の5項目）
- (7) 単身赴任者の帰宅旅費については、本人の必要経費であり、非課税とする。
- (8) 年俸制や派遣労働の交通費について、通勤にかかる交通費実費は、納税者の申告にもとづき非課税とする。
- (9) 退職金控除は、働き方によって不利が生じないように、勤続1年あたりの控除額を一律（年60万円）とする。
- (10) 医療費控除については、控除適用の下限額（10万円または総所得額の5%のいずれか低い方）を堅持する。
- (11) 日本国内に住所を有しているが、職業上の理由により、1年の大半を日本で居住していない者を「準居住者」とし、所得税・住民税の軽減をはかる。
- (12) 医師の社会保険診療報酬に係る特例（概算経費率による必要経費の計算特例）は廃止する。

（注1）給付つき税額控除～給付つき税額控除とは、個人所得課税において税額控除を導入し、その控除額が引ききれなかった場合に「負の所得税」を給付する仕組みである。「負の所得税」を給付することで、課税最低限以下の層を含めた所得再分配が可能となる。

○「勤労税額控除」のイメージ

給与収入65～200万円円で社会保険料・雇用保険料を負担している雇用労働者（約1500万人）に対し、社会保険料・雇用保険料（給与の約14%）の半額に相当する金額を所得税から控除する。給与収入200万円から徐々に低減し、250万円で消失する措置もあわせて講じる（対象者約600万人）。必要財源は、1.5～2兆円程度を想定している。

○「消費税税額控除」のイメージ

合計所得が課税最低限の人（4000万人程度）に対し、扶養者数に応じて、最低限の基礎的消費にかかる消費税負

担相当分を定額で給付する。課税最低限の水準から徐々に低減し、消失する措置もあわせて講じる。必要財源は、消費税収の1割弱程度を想定している。

3. 政府は、益税などの制度的な不備を早急に改善する。消費税を社会保障給付の安定財源とし、段階的に引き上げる。

(1) 消費税の制度的な不備を早急に改善する。

- ①益税解消のため、税額控除方式は、現行の帳簿方式から税額票方式（インボイス方式）に変更する。また、記帳義務も強化（記帳義務者の範囲の拡大、罰則の創設）する。
- ②簡易課税制度は、廃止する。
- ③法人の免税点は、廃止する。
- ④消費税の滞納防止のため、公共工事入札、備品調達の際にも納税証明書の添付を求める。
- ⑤消費税における二重課税については、解消する。また、印紙税の課税対象についても抜本的に見直す。
- ⑥納税者が消費税を負担していることをきちんと理解できるものとし、さらに滞納防止のため、消費税の小売り段階での表示は「外税方式を原則」とする。また、内税方式の場合は、価格表示や領収書において税額を明記する。

(2) 消費税を社会保障給付の安定財源とし、安定成長軌道に復帰後遅滞なく、段階的に引き上げる。

- ①消費税（国税）は、基礎年金、高齢者医療、介護、少子化対策（現物給付）に充当する。基礎年金、高齢者医療、介護、少子化対策（現物給付）に今後必要となる給付費の増加・機能強化に対応して、消費税を段階的に引き上げる。
- ②地方消費税は、一般財源とし、地方における社会保障給付費の増加およびその機能強化等に対応して、段階的に引き上げる。

(3) 消費税の逆進性緩和策として、低所得層に対する給付制度を導入する。

- ①課税最低限以下の層を中心に消費税の逆進性対策として、最低限の基礎的消費にかかる消費税負担分を給付する制度（「消費税税額控除」）を導入する。軽減税率は、導入しない。
- ②社会保障・税の共通番号の導入を前提に、行政コストを考慮し、具体的な制度設計を行う。あわせて、税務行政等の体制整備もはかる。

(4) 消費税納税額の圧縮を目的とした正規雇用から派遣・請負への置き換えを防止するため、派遣労働、請負労働などの対価にかかる「消費税の仕入税額控除」について、そのあり方を見直す。

4. 政府は、相続税、土地税制等資産課税を強化する。

(1) 相続税は、資産の再分配機能、所得税の補完機能として、社会的に重要な制度として位置づ

ける。

- ①相続税の基礎控除を引き下げ、2,000万円+400万円×法定相続人数とする。なお、死亡保険金の現行の相続税非課税限度額は維持する。
 - ②相続税および贈与税の最高税率を引き上げる等、累進性を高める税率構造の見直しを行う。
 - ③小規模宅地等の課税特例（相続した住居に引き続き住み続ける場合、240㎡まで評価額を80%減額する措置）は継続する。事業承継税制は、現行制度を維持する。
 - ④現行の相続時精算課税制度は、将来的には一生累積課税方式（生前贈与を一生にわたって累積課税し、最終的には相続時に相続税と合わせて課税する方法）とする。
- (2) 土地基本法の理念に沿って、保有課税を重視した土地税制の基本を堅持しつつ、譲渡にかかる税は、土地の流動化が進みデフレが解消されるまで現行水準を維持する。
 - (3) 地価税は、性格・役割（資産課税や土地政策面）を踏まえて、その基本的枠組みを維持し、地価の上昇率が2桁を超えるまで凍結を維持する。
 - (4) 土地等の譲渡に関する税制の簡素化や国税、地方税等の課税標準となる土地の評価のあり方について検討する。コンパクトシティづくりの促進や市街化調整区域内の土地利用のあり方等に留意しつつ、租税特別措置を総点検し、課税ベースを拡大する。また、住宅にかかる登録免許税と不動産取得税のあり方について、簡素化、地方財源化する方向で検討する。

5. 政府は、企業の社会的責任に見合った税・社会保険料の負担を課す。

- (1) 法人企業の税・社会保険料負担をGDP比1割程度に段階的に引き上げる。
- (2) 社会保険を原則すべての雇用者に適用する（ペイロールタックス化：支払い総賃金額をベースに保険料率を乗じる方式）。当面、適用基準を労働時間要件「2分の1（20時間）以上」、ないし年収要件「65万円以上」（給与所得控除の最低保障額）として、いずれかの要件に該当すれば、社会保険を適用する。なお、必要な経過措置を講じる。
- (3) 法人税の租税特別措置および各種引当金、準備金については、ア)政策手段として税が適当か、イ)政策目的達成のために効果的な措置であるか、ウ)その政策目的が現下の喫緊の政策課題に資するものであるか、エ)利用実態が特定の者に偏っていないか、オ)創設後長期間にわたっていないかについて吟味し、不断の見直しをはかる。また、租特透明化法にそって情報公開を行う。公表範囲について拡大する方向で検討する。
- (4) 法人事業税における外形標準課税を原則すべての法人に適用する。中小企業については、雇用安定控除の比率を引き上げる。
- (5) 欠損金の繰り越し控除を控除前所得の5割に制限する。控除期間を15年程度に延長する。
- (6) 中小企業の支援やディーセントワークを後押しする税制改革を行う。
 - ①中小企業基本法にあわせる方向で、税法における中小企業の定義を見直す。
 - ②中小法人に対する法人税の軽減税率を基本税率の1/2の水準とする。
 - ③「雇用促進税制」について、政策効果等を検証し、より効果的な税制となるよう必要な見直

しを行う。中小企業に対する人材投資促進税制を復活させる。

- ④法定雇用率を上回って障がい者を雇用する企業、重度障がい者などを多数雇用している企業に対して法人事業税を減税する
- (7) 会社分割等企業組織再編に関わる税制措置は、リストラ支援税制とならないよう、適格組織再編成の認定にあたって、従業員の引き継ぎ要件、事業継続の確認を厳正に行う。
- (8) 企業の使途不明金への重課税、過大な役員報酬や交際費に対する課税を強化する。また、均等割課税を導入する等、恒常化している赤字法人に対しても課税を行う。
- (9) 有限責任事業組合（日本版LLP）制度については、損益算入や通算範囲に制限を設ける等、出資者（法人・個人）が租税回避の手段として利用しないようにする。
- (10) 公益法人制度について、公益を担おうとする組織が使いやすい運用を行う。
 - ①新たに創設される公益認定社団・財団法人に係る公益性の判定にあたっては、労働組合等の果たす社会的影響力を幅広く認める。
 - ②事業活動等に関わる規定は、持続的・安定的な運営ができるよう適正に適用する。
 - ③小規模法人等の実態を踏まえ、提出書類等の簡略化など必要な見直しを行う。
- (11) 公益法人制度改革に関連する税制の見直しにあたっては、公益的な活動を行う法人（人格なき社団を含む）に対する課税強化とならないようにする。

6. 政府は、社会的課題に対応した公平で簡素な税制措置を行う。

- (1) NPO法人等の活動を支援する措置を強化する。
 - ①NPO法人に対する寄付金については、個人所得において、一定金額の範囲内で所得税の25%までを税額控除できる制度を創設する。
 - ②NPO法人が行う介護サービス事業については、社会福祉法人の場合と同様、非課税とする。
 - ③NPO税制の公益性認定のあり方について、抜本的に見直す。
 - ④NPO法人についても、一般社団法人と同様に基金制度（出資金を債務でなく資産に計上できる仕組み）を使えるようにする。みなし寄付金の控除限度額についても、50%に引き上げる。
 - ⑤公益財団・社団法人についても、上記に準じた措置を講じる。
 - ⑥各自治体において、NPOなど市民活動団体を支援するため、自分の納税する住民税の一部について市町村を通じて寄附する仕組みを創設する。
 - ⑦社会的責任投資に関する枠組みを整備し、税制上の措置も含め、普及・促進させる取り組みを検討する。
- (2) 住宅関連の負担軽減措置として、下記の措置を講じる。
 - ①住宅取得に要した借入金がある場合は各年の返済金に係る利子相当額の、賃貸住宅に居住している場合は支払い家賃額の、それぞれ20%（上限は年24万円）を各年分の所得

税額から控除する、「家賃・ローン利子比例税額控除制度」を創設する。なお、対象は所得 1,500 万円以下の個人とする。

②新築住宅にかかる固定資産税の軽減期間を 10 年に延長する。

③個人住宅における耐震やバリアフリー、省エネのための改修工事と長期優良住宅に対する促進税制について、内容を拡充し、期間を延長する。

④現行の「住宅ローン減税」適用者が家族帯同で転居を伴う転勤をする場合は、減税措置を中断しないこととする。

⑤ 居住用財産の譲渡損失の繰越控除期間を 5 年に延長する。

(3) 財形貯蓄制度の維持・拡充をはかる。

①財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄の利子非課税限度額（現行 550 万円）を 1,000 万円に引き上げる。

②公的年金支給開始年齢が 65 歳となることに対応し、契約締結時 60 歳までの労働者を対象とする。

③貯蓄額が利子非課税限度額を超えた場合の課税方法を、非課税貯蓄額を超えた部分のみに課税するよう改める。

(4) 国民が将来の不安に備え、社会保障でカバーできない部分について行う自助努力に対して、税制での支援を積極的に拡充・改善する。そのため、遺族、年金、医療、介護の保障にかかる各種保険料控除の維持・充実をはかる。

(5) 障害者雇用助成金、特定求職者雇用開発助成金等の益金不算入等、税制面から雇用拡大を支援する。

(6) 雇用労働者の能力開発を促進させる観点から、研修・資格取得費用の負担を軽減する「自己啓発税額控除」を検討する。

(7) 自動車関係諸税を軽減・簡素化する抜本改革を行う。

①自動車取得税を廃止する。

②自動車重量税を廃止し、自動車保有に関わる税のあり方を抜本的に見直し、軽減・簡素化をはかる。税体系は、総合的に環境への負荷の要素を組み込んだものとし、物流・公共交通機関（バス・タクシー・トラック）及び軽自動車に軽減措置を講じる方向で検討する。

③走行段階の燃料課税については、いわゆる「暫定税率」を廃止した上で、道路等社会インフラの整備のための費用の分担、地球温暖化対策の視点等から、課税根拠、税率のあり方を検討する。

(8) 総合的な交通政策の視点から、物流・公共交通に対して、適切な税財政上の措置を講ずる。

①インフラ整備や事業運営についての国・地方・事業者等の責任と役割を明確にし、総合的な交通政策を推進に資するよう、税と予算のあり方を見直す。

②政策目的を踏まえ、固定資産や燃料に関わる税の軽減措置等を講ずる。

(9) 地球温暖化対策の一環として、政府が 2011 年度から導入を決定した温暖化対策税につい

ては、以下の観点から、政策効果、国民負担の動向などを検証し、改善をはかる。(P145～「環境政策」参照)

- ・導入にあたっては、自動車・エネルギー関係諸税の軽減・簡素化など既存税制の見直しを行う。
- ・国民生活への影響に対する配慮と特定の産業・企業に過度な負担とならないよう現実的な税制とする。
- ・化石燃料の最終消費段階で広く薄く負担をすることを基本とする。
- ・税収は、エネルギー対策、技術開発、森林吸収源対策等温暖化対策の強化に使用し、雇用創出に結びつける。
- ・国内排出量取引制度等との二重の負担とならないよう調整する。
- ・原料用の石油・石炭等は引き続き非課税とする。
- ・物流・公共交通機関、農林漁業、石油化学産業等に負担軽減措置を講ずる。
- ・税負担の明示やCO₂の見える化をはかり意識喚起を行う。

(10) 既存税制のグリーン化（環境への負荷を軽減するために政策誘導する税制）をはかる。

- ① エネルギー基本計画等を踏まえ、エネルギー需要構造改革推進投資促進税制やグリーン投資減税等を総合的に見直す。
- ② 住宅や家電等について、税制とエコポイント等の政策効果を検証し、より有効な組み合わせを検討する。
- ③ 車体課税を中心に自動車関係諸税のグリーン化をはかる。

(11) 既存の目的税・特定財源については、その目的に照らして、歳出内容を厳格に評価し、かつ、その役割や税の負担割合についても評価した結果にしたがい、必要な見直しを行なう。社会保障に関して新たに目的税・特定財源を設ける場合は、その趣旨にそって適切に予算・決算管理を行なう。

(12) 労働債権を公租公課より優先するものとするため、国税徴収法第 19 条に「一般先取特権を有する労働債権は国税より優先するものとする」ことを追加する。

(13) 国際レベルで資金の投機的な動きを抑制するため、国際課税制度創設について、早期に国際合意をはかる。その税収は、貧困撲滅等の財源として活用する。(P214～「国際政策」参照)

7. 国と地方は、地方分権にふさわしい地方税・財政をめざして改革を行う。

(1) 地域による偏りが少なく安定的な地方税体系とする。

- ① 所得税改革と歩調を合わせ、地方住民税の人的控除を所得控除から税額控除にかえる。所得税の基礎税額控除の引き上げと歩調を合わせ、地方住民税の基礎税額控除（3.3 万円→6.6 万円）と税率（10%→11%）を見直す。
- ② 地方消費税は、一般財源とし、地方における社会保障給付費の増加およびその機能強化等に対応して、段階的に引き上げる。

- ③ 地方法人特別譲与税の仕組みは廃止し、改正前に戻す。
- ④ 法人事業税における外形標準課税を原則すべての法人に適用する。中小企業については、雇用安定控除の比率を引き上げる。
- (2) 財政調整機能と財源保障機能の両方を兼ね備えた地方交付税の仕組みと現行の交付税水準を維持する。
 - ① 地方財政計画の仕組みを基本的に維持する。
 - ② 国と地方の協議の場等を活用し、地方財政計画の策定や地方交付税算定を行う等、決定プロセスの透明化をはかる。
- (3) 公共事業等に係わるひも付き補助金について、一括交付金化をはかる。地方にとって使い勝手のよい制度となるよう、2011年度の結果を検証し、仕組み等必要な見直しを行う。社会保障や義務教育に係わる国庫補助負担金は、一括交付金化の対象としない。
- (4) 住民の納得を得ながら行財政改革を進める。
 - ① 住民のニーズをふまえ、住民の立場に立った公共サービスとなるよう不断の見直しを行う。それに伴う税負担等について情報発信し、租税教育を行う。
 - ② 地方行政に関わる情報を広く公開する。あわせて、住民が参加できる行政評価制度を導入し、結果を公開する。
- (5) 地方自治体の課税自主権の活用については、住民の行政参加を促し自治意識を高める観点から、基本的には尊重する。ただし、新たな税を創設する際には、①地方自治体は、財政状況や行・財政改革の計画を明らかにし、課税の必要性についての説明責任を果たす、②住民（法人も含む）が参加して意見が反映できる機会を設ける、③既存の地方税との関係を整理する、ことを前提とする。
- (6) 個人住民税における給与支払報告書の提出対象範囲の拡大にあたっては、年の途中で退職した者が翌年以降の納税に支障をきたさないよう、情報提供等の配慮を行う。
- (7) 税法上の総所得が基準となる国民健康保険料等については、税法改正による連鎖的な負担増とならないよう措置を講じる。同様に、総所得を基準として決定される自治体の補助金についても、給付減とならないようにする。
- (8) 法人事業税の診療報酬に対する非課税措置を見直す。

(2) 連合「2012-2013 年度 政策制度 要求と提言」 (「災害復興・再生に向けた政策」) (抜粋)

1. 政府は、被災者の生活再建を税制面から支援する。

- (1) 災害減免法について、減免措置を1年から2年(2010年・2011年)に延長し、徴収猶予期間を2年間(2012年・2013年)とする。住民税についても、同様の措置を講ずることを法律に明記する。
- (2) 所得税・住民税の雑損失の繰越控除の期間を5年(現行:3年間)に延長する。
- (3) 災害減免および雑損控除について、2010年分所得に遡及して適用する。
- (4) 被災者が代替自動車を購入する場合、自動車取得税をはじめとする自動車関係諸税を減免する。
- (5) 被災者の住宅再建のために贈与を行う場合、税制上の優遇措置を講ずる。
- (6) 住宅ローン控除について、被災により住宅が消失した場合でも、残存期間につき継続して適用する。
- (7) 被災の対応のために財形年金貯蓄を引き出す場合、遡及課税を行わない。
- (8) 被災により住居を失った従業員が、企業から住宅取得等を目的とした無利子・低利融資を受ける場合、従業員の経済的利益に課税しない。
- (9) 被災により住居を失ったものが、代替りの住宅を取得する場合、不動産取得税、登録免許税等を免除する。
- (10) 被災地域の固定資産の評価額を見直し、固定資産税・都市計画税の減免を行う。
- (11) 被災状況を考慮して、申告期限の延長や納税の猶予措置を講ずる。

2. 政府は、被災した企業の再建を税制面から支援する。

- (1) 被災による損害や修繕に伴う費用、被災した従業員に対する生活支援のための費用、取引先企業の再建に資する売掛金等の放棄等について、全額損金算入の対象とする。あわせて、事業用資産の買い換え特例や代替資産の特別償却の措置を講ずる。
- (2) 被災による損失額に対応して、2010年の法人税を繰り戻し還付する。

3. 政府は、被災地域の復興を税制面から支援する。

- (1) 被災地域の復興のために区画整理や住居・事務所等の移転を行う場合、不動産取得税、登録免許税等を免除する。
- (2) 被災者向け優良賃貸住宅に対して、割増償却を行う。
- (3) 被災地域の復興のために、地方への特別交付税（地方交付税交付金の6%）について増額する。
- (4) 2011 年度から実施される「一括交付金」について、被災地の実情を考慮した運用を行う。

4. 政府は、税制改革と整合性をはかりつつ、復興に要する財源の確保をはかる。

- (1) 「平成23 年度税制改正法案」について、一部見直しを行い、早期成立をはかる。
 - ①法人税の基本税率の引き下げの実施時期を2014 年度からとする。あるいは、基本税率を引き下げた上で、3 年間程度暫定税率を上乗せする租特を設ける。
 - ②2012 年1 月より証券優遇税制を廃止する。
- (2) 復興・再生にむけた財源として、資産・所得に着目した時限的な「付加税」の新設を検討する。

※「付加税」のあり方（名称、対象税目、水準、実施時期・期間等）については、被災者・被災地域を国民全体で支えるとの視点を重視して、復興・再生計画の全体像や政府・与野党の検討状況等を考慮して検討する。
- (3) 引き続き、社会保障・税の抜本改革の検討を着実に進め、その道筋を示す。

以上